

令和3年 第4回 臨時教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年4月1日（木）午後3時00分～午後3時20分
- 2 開催場所 豊見城市役所 3階 第1会議室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員4名

[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長
生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長
- 4 欠席者 なし
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の概要 次のとおり
- 7 議決事項
 - ・教育長職務代理者の指名について
 - ・議席の指定について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項

第4回臨時教育委員会 議事録

教育長	<p>これより、第4回臨時教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、大城委員を指名します、よろしくお願い致します。</p> <p>つづいて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>本日の議題ですが、お手元に配付されているとおりであります。議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>では、まず、職務代理について、会議を進めてまいります。教育長職務代理者の指名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び豊見城市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則第2条に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときのために、教育長があらかじめその職務を行う者を指名するものであります。</p> <p>任期は法律で定めがございませんので、教育長又は委員の改選があるときまでが任期となります。</p> <p>ここで、事務局から補足説明をさせますので、教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは改めて教育長職務代理者について説明いたします。教育長職務代理者については、教育委員の中から選任することとなります。それに伴い、教育長が欠けた場合において、これまでの事務局職員ではなく、指名された教育委員が教育長の職務を代理することとなります。具体的には教育委員会議の議事進行や対外的な行事の参加はもちろんのことですが、事務執行についても代理者の職務となります。</p> <p>しかしながら、教育委員は非常勤の職員でありますので日常的な事務執行を行うことが非常に困難なことも想定されます。職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、事務局職員へ委任させることが可能でございます。</p> <p>豊見城市教育委員会事務決裁規程の第6条において教育長が不在のときは主管部長が代理決裁できる規定がございますので、もし仮に教育長が欠けた場合においては、この規定に従い、代理決裁で処理したいと考えております。</p> <p>また、同規程の第4条において、専決できない事務について定められております。</p>

	<p>(1) 異例又は先例となると認められるもの、(2) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの、(3) 法令解釈上疑義又は異説のあるもの、(4) 事案の内容が特に重要で、上司の指示を受ける必要があると認められるもの、以上に該当するものについては、部長では専決できず職務代理者が決裁すべきものとして整理したいと考えております。</p>
教育長	<p>ただ今事務局より説明があったとおり、実際に教育長に事故あるとき、又は欠けた場合に事務執行については、職務代理者が非常勤であることに鑑み、事務を滞りなく行なうためには、決裁事務は担当部長が代決し、第4条各号に掲げる重要な決裁だけを職務代理者が決裁することでいいのではないかと思います。職務代理者の具体的な職務については、実際に職務を行うこととなった場合に、調整をするということによろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、法第13条第2項及び規則第2条に基づき、大城委員を教育長職務代理者に指名してもよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、法第13条第2項及び規則第2条に基づき、大城委員を教育長職務代理者に指名致します。委員におかれましては、任期いっぱい、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>次に、議席の指定についてですが、事務局の方から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議席の指定について、説明いたします。</p> <p>豊見城市教育委員会会議規則第10条第1項の規定では、「委員の議席は、教育長が指定する」と定められておりますので、教育長、ご指定をお願いします。</p>
教育長	<p>それでは、議席の指定につきましては、1番委員は大城委員、2番に宮城委員、3番に備瀬委員、4番に下條委員、の順序で指定いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第5の議題に入ります。次の定例教育委員会の日程についてですが、事務局説明をお願いします。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育総務課 総務班長	<p>では、事務局のほうから次回の定例教育委員会の開催日時についてご案内したいと思います。次回の定例教育委員会の開催日時は、4月28日水曜日の15時00分からということをお願いしたいと思います。</p> <p>開催場所につきましては、市立中央公民館2階会議室を予定しております。</p>

	日程等はよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。
事務局	<p>では、事務局のほうから教育委員会の管理職の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>～令和3年度 教育委員会管理職の紹介～</p> <p>～令和3年度市立小中学校の入学式について～</p> <p>～沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会並びに研修会について～</p>
教育長	それでは、これをもちまして第4回臨時教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

教育委員 大城 安司